

「葛尾村地域おこし協力隊」募集要項

（再生可能エネルギー推進等）

活動内容	葛尾村では、再生可能エネルギーと村づくりを推進する「葛尾村地域おこし協力隊」を募集します。 葛尾村では、恵まれた自然を活かして循環型社会を形成し、村の魅力を再構築していくため「葛尾創生電力株式会社」を設立しました。 村内に必要な電力を可能な限り再生可能エネルギーで供給し、災害時には村民の生活を守ります。収益は葛尾村の振興に活かすことで地域経済の活性化を図り、交流人口を増やします。中山間地域が直面する課題に“自然エネルギー”を使ってチャレンジしています。 そこで、葛尾創生電力株式会社の中で以下の活動をしていただく「葛尾村地域おこし協力隊」を募集します。 （１） 葛尾創生電力の会社運営・業務効率化に関する事務 （２） 再生可能エネルギー等の電力供給販売に関する業務 （３） 再生可能エネルギー発電所・配電網の保守管理のサポート業務 （４） 葛尾村の地域づくりに関する業務 （５） その他、村長が必要と認めた活動 専門的な知識や経験は必要ありませんが、電気工事士や簿記等の資格をお持ちですと活用できます。また任期中の資格取得を支援します。 【葛尾創生電力株式会社の事業内容】 スマートコミュニティ事業：村の中心部に太陽光発電所などを設置し、電力の地産地消を行う事業。 小売電気事業：葛尾村内外のお客様に電気を販売する事業。 発電所保守管理事業：葛尾村周辺の太陽光発電施設等の維持・管理を行う事業。
募集対象	①都市地^(※1)域若しくは一部条件不利地^(※2)域（条件不利区^(※3)域を除く）に居住する（住民登録がある）方、又はこれまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解職から1年以内である方で、採用後葛尾村に住民登録をし、生活の拠点を移すことが可能な方 ※1「都市地域」とは、次の（ア）から（キ）のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村以外の市町村とする。 （ア）過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、

	(イ) 山村振興法、(ウ) 離島振興法、(エ) 半島振興法、(オ) 奄美群島振興開発特別措置法、(カ) 小笠原諸島振興開発特別措置法、(キ) 沖縄振興特別措置法 ※2 「都市地域」に該当しない市町村のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、(オ) から (キ) の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村以外の市町村を「一部条件不利地域」とする。 ※3 「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」とする。 ※詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧ください。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html ②地域住民と積極的に協働できる方 ③普通自動車運転免許を有し、運転業務に支障がない方 ④心身とも健康で誠実に職務が遂行できる方 ⑤ワード、エクセル、パワーポイントの基本的な操作ができる者 ⑥ 次のいずれにも該当しない方 ア 成年被後見人又は被保佐人（地方公務員法第 16 条第 1 号） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（地方公務員法第 16 条第 2 号） ウ 葛尾村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者（地方公務員法第 16 条第 3 号） エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（地方公務員法第 16 条第 5 号） オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
募集人数	4 名
勤務地	葛尾村内
勤務時間	原則：月曜日～金曜日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(変動あり) 土日祝日は当番制です。出勤した場合は代休を取得して頂きます。
雇用形態・期間	①葛尾村地域おこし協力隊として村長が委嘱します。 ②葛尾創生電力（株）での雇用となります。

	③任用期間は委嘱の日から令和9年3月31日まで。以降、勤務実績等により1年ごとに再度任用します。（最長3年間） ※勤務状況によっては任期終了後葛尾創生電力（株）正社員も検討します。
給与・賃金等	月額 204,000～261,100 円（スキル・資格に応じて、葛尾創生電力（株）からの上乗せ分も含めて別途ご相談いたします）
待遇・福利厚生	①住居は雇用先が用意し、家賃の一部を負担します。（光熱水費、共益費、駐車場代等は御本人負担となります。） ②健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。 ③年次有給休暇、夏期休暇、特別休暇（有給・無休）があります。 ④必要に応じて資格取得の試験や講習会等への参加費を負担します。 ⑤中小企業退職金共済制度を活用して退職金を積み立てます。
募集期間	令和8年4月1日～随時
応募方法	別に定める応募用紙に必要事項を記載し、住民票と一緒に提出してください。（郵便可）
審査方法	1次選考 書類選考の上、結果を全員に文書で通知します。 2次選考 1次選考合格者に面接を行い、可否を文書で通知します。（選考会にかかる交通費等は応募者の負担となります。）
お問い合わせ先	葛尾村役場 復興推進室（担当者：鈴木） 〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16 TEL:0240-23-5200 FAX:0240-29-2123